

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月5日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第23号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 室長（秘書 室、きれいなまち推進室及び子育て支 援室の室長に限る。） 総務課の副主 幹及び主査（法規審査の事務を担当す る者に限る。） 企画課の副主幹（秘 書の事務を担当する者に限る。） 財 政課の副主幹及び主査	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 <u>次長</u> 課長 産業支援センター所長 室長 （ <u>復興推進室、秘書室、きれいなまち</u> <u>推進室及び子育て支援室の室長に限る</u> 。） 総務課の副主幹及び主査（法規 審査の事務を担当する者に限る。） 企画課の副主幹（秘書の事務を担当す る者に限る。） 財政課の副主幹及び 主査（ <u>予算の事務を担当する者に限る</u> 。）
	[略]		[略]
教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 教育部長 課長 総務課の <u>主 幹及び副主幹</u>	教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 教育部長 課長 総務課の副 主幹
	[略]		[略]
	[略]		[略]
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 秘書広聴課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及び サービスの事務を担当する者に限る。）及 び人事係長 財政課の課長補佐（予算 の事務を担当する者に限る。）及び財 政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 <u>次長</u> （ <u>経営法制室、大船渡魚 市場建設推進室及び工事検査室の次長</u> <u>に限る。</u> ） 秘書広聴課の課長補佐及 び秘書係長 総務課の課長補佐（人事 、給与及びサービスの事務を担当する者に 限る。）及び人事係長 財政課の課長 補佐（ <u>予算の事務を担当する者に限る</u> 。）及び財政係長

	[略]	
教育委	[略]	
委員会の事務局等	小学校及び中学校	[略]
[略]		

3・4 [略]

5 久慈市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の総括主査 財政課の総括主査
		[略]
[略]		

6・7 [略]

8 陸前高田市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
		[略]
[略]		

9～25 [略]

26 岩泉町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	[略]	
	保育園	園長（岩泉保育園の園長に限る。）
		[略]
[略]		

27～31 [略]

32 洋野町

	[略]	
教育委	[略]	
委員会の事務局等	小学校及び中学校	[略]
	博物館	館長
[略]		

3・4 [略]

5 久慈市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の総括主査 財政課の総括主査 政策推進課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。）
		[略]
[略]		

6・7 [略]

8 陸前高田市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
		[略]
[略]		

9～25 [略]

26 岩泉町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	[略]	
	保育園	園長（いわいずみこども園の園長に限る。）
		[略]
[略]		

27～31 [略]

32 洋野町

組 織		職 員	
[略]			
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者	課長 総務課の課長補佐 及び人事係長
	[略]		
[略]			

33 [略]

組 織		職 員	
[略]			
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>参事</u>	課長 <u>室長</u> 総務 課の課長補佐及び人事係長
	[略]		
[略]			

33 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。